

京都市告示第512号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成21年3月26日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
花園第二公園	左京区岩倉花園町162番10	告示の日

(建設局水と緑環境部緑地管理課)